広報 よこしば
この広報は各家庭に洩れなく配付します
発行所　千葉県山武郡横芝町役場　（電話）　横芝32.249.339.

広報板

11月は
固定資産税　4期
国民健康保険税　6期
有線放送使用料　3期
の納期です
お忘れなく今月中にお納め下さい

追加予算一千二百万円など

第3回 定例議会

7件を審議

第三回定例議会が九月二十八日午前九時から招集され、一般会計の追加予算、特別職議会議員の給与改訂、公営住宅の建設など七件が審議され夫々原案のとおり可決されました。次はその決った主なもの

▽一般会計追加予算

本年度に入ってから第一回目で才入才出の追加額は一二、二七一、六〇〇円、これで予算額の総計は七九、二三九、五〇〇円になります。才入では交付税の五、一四九、〇〇〇円、旧中学校の売却代など財産収入三、二四一、〇〇〇円国庫補助金二、四八八、六〇〇円など、才出では町営住宅建設関係費（第二種十三戸）四、一六〇、〇〇〇円、県道舗装関係の負担金を含む土木関係費二、三九二、〇〇〇円、大総小学校給食施設整備費など教育費二、八三五、八五〇円、積立金の一、六八一、七五〇円など主なものです。

▽特別職、議会議員の給与改訂

町長、助役収入役及び議員の給与を十月一日から次のように改正する。これは昨年十月の国家公務員のベースアップに準じて各町村とも既に四月から実施しているもの（括孤内は改正前）

町長	四〇、〇〇〇円	（三〇、〇〇〇円）
助役	三五、〇〇〇円	（二六、〇〇〇円）
収入役	三二、〇〇〇円	（二四、〇〇〇円）
議長	七、〇〇〇円	（四、〇〇〇円）
副議長	六、〇〇〇円	（三、八〇〇円）
議員	五、〇〇〇円	（三、五〇〇円）

▽国有地の払下

栗山の旧軍用地、現在の更生寮敷地四、六八二坪を公営住宅と綜合運動場用地として払下申請する。

▽公営住宅の建設

栗山の県営更生寮が、老朽してきているため第二種住宅（建坪九坪）を十三戸建てこれらの入居者を収容する。

国勢調査の結果　（昭.35.10.1）

区分		年次別			25年～35年の比較（△は減）	
		昭和25年	昭和30年	昭和35年	増減数	増減率%
世帯数		2,562	2,545	2,576	14	0.5
人口	総数	13,707	13,455	12,865	△　842	△　6.1
	男	6,427	6,276	5,988	△　439	△　6 8
	女	7,280	7,179	6,877	△　403	△　5.5

○心配事相談所

毎月十五日役場で心配事相談所を開設しています。家庭の心配事について何でも結構ですから気がるにお出で下さい。

発刊のご挨拶

横芝町長　伊藤績夫

本年も稔り豊かな秋で。誠に御同慶に堪えません。昭和三十年に合併して孤々の声をあげた当町も、来年の二月で満六才を迎えようとしております。

この間、新しい役場庁舎の建設、有線放送施設の整備、中学校の統合、企業の誘致など、新しい町造りに成果を加え得ましたことは、ひとえに町民の皆さんの御理解と御協力の賜と感謝いたしております。

古語に「天の時は地の利にしかず、地の利は人の和にしかず」と申しまして、政治には天の時、地の利、人の和の三つの重要な要素があるが、そのうちで、人の和が最も重要であると云う意味の言葉があります。私どもが町政を運営してゆく場合、人の和が重要であることは、勿論いうまでもありません。

このためには、町が当面している行政上の問題につきまして町民の皆さんによく理解して頂けるようお知らせして、御理解を頂いた上での建設的な御意見を、どしどしとり入れてゆくことが必要ではないかと考えられます

今までも有線放送を通じ、あるいは回覧板、印刷物等を通じて色々とお知らせして参りましたが、こんど新しく広報横芝を発行して、更に町の広報の徹底を期することになりました。

どうかこの広報横芝が、町政運営上大いに役立つよう、また皆さんから親しまれて育つよう、こんご一層の御支援をお願いいたします。

上堺小の給食開始される

食堂も完備

学校給食では本町の三小学校のうちで最も実施がおくれていた上堺小（児童四二七名）にもPTA、待望の給食設備がこの程完成しました。全校の児童は嬉々として毎日の給食を楽しみ、各家庭からも大いに歓迎されています。

これはこの四月、中学校が統合されたので旧中学の建物が利用できるようになり小学校の校舎に余裕ができたのでそれを利用して設備したものです。

設備の概要は……総経費二四〇万円で本年五月に着工、改装工事、竈その他設備の据付を行い九月に落成式をあげました。給食室二〇坪、食堂兼講堂八〇坪、栄養士一名、給食婦三名。給食費は月額一人当り四〇〇円でA型の給食を行っています。

現在のところ給食堂を持った学校給食の設備は県下でも類が少く、設備の最新さと共に各地から視察に見えています

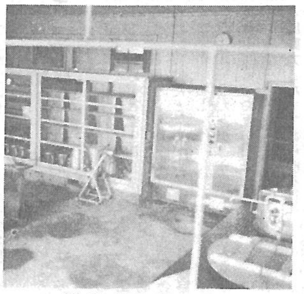

写真上は調理室

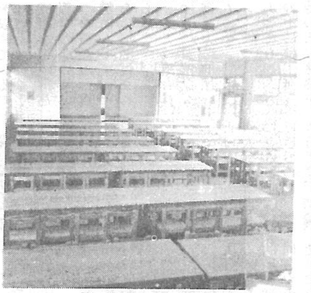

写真上は食堂

学校給食A型

年間を通じ、週五回以上授業日の昼食時に給食し、文部省が定める基準の栄養量を満すもの。パン、副食、ミルク等……。

大総小も給食室改造

横小は重油バーナーに

大総小の給食室も旧大総中の割烹室を移築の上改装工事を施し、重油焚カマドを設備する。坪数二五、六七坪、増改築工事費九十七万五千円。重油焚カマド等二十五万円。

横芝小でも新しく重油焚カマドに改造する予定になっています。

恩給法の改正

戦地加算が認められる
まず履歴申立書を

このたび、恩給法が改正されて旧軍人や旧軍属として戦地等に働いていた人の恩給に「地域加算」が認められることになりました。

まず、恩給の請求ができる人は昭和二十一年二月一日まで、普通恩給を受ける権利の裁定を受けていない者（未裁定者）で、法律の定める地域に勤務していた者に限ります。加算とは実際に勤務した年月に、一定の年月を加えて恩給年限とするもので、例えば三ケ月加算といえば実際には一ケ月しか勤務しないのに四ケ月勤務したことにして恩給が給せられるというわけです。

そこで今回認められた加算を具体的に記しますと、およそ次のとおりです。

戦地加算＝加算率は三ケ月以内で地域、期間により異なりますが、支那、南方地域等がこれに当ります。

外国じよう乱地加算＝加算率は二ケ月で支那、満洲が主な地域ですが、これも期間、地域が指定されております。

外国鎮じゆ加算＝満洲の地域で、その任務についたものに適用されるものですが、加算率は満洲国一市三十八県では一ケ月、その他の地域では一ケ月半となっております。

外地在勤加算＝から太、南洋群島は半月、台湾、朝鮮、関東洲は三分の一月と定められていますが、特に軍人では引続き一年以上在勤していなければなりません。

国境警備等の加算＝これも地域や期間によって異なりますが、大体朝鮮、から太の国境警備は一ケ月半、台湾の理蕃地は一ケ月半、北千島、満州国の国境警備は二ケ月となっています。

右にあげた事項に該当すると思われる人は、本年十月一日から恩給の請求ができます

但し、加算と恩給の関係は恩給年限に加算年を加えて裁定するのであって、実際の支給額は実在職年（実際に勤務した年限）によって計算されます。その他詳しいことは役場で御相談下さい。

この恩給請求について当町といたしましては、まず履歴申立書を提出していただいております。（用紙は役場にたくさん用意してあります）。該当すれの者、扶助料等ではっきりわからない場合でも一応申立書だけ提出して下さい。役場では申立書を検討し該当するもののうち扶助料老令者より請求書を調整し申達いたします。

なお勤務当時の資料等はよく整理して役場へお出の時、持参下さると便利です。

○基本選挙人名簿が縦覧されます

お見落しのないように

昭和三十六年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿及び千葉県北部海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧が次のとおり行われます。

皆さんが期間内に縦覧されるようお知らせします。

一、縦覧の場所
　横芝町役場内
二、縦覧の期間
　十一月五日から十一月十九日迄（十五日間）
三、異議申立期間
　右縦覧期間内で申立は文書によること
四、確定期日
　昭和三十六年十二月二十一日

火災シーズンになりました

油断は禁もつ

長かった夏も過ぎて一般家庭、官庁、会社でも火気を多く使う季節がやってきました。

空気が乾燥して風の強い日の多いこれからは、一寸の油断からも大火事をひき起します。

十一月二十六日から十二月二日までは

秋季全国火災予防運動

全国的に秋の火災予防運動が行われます。次の点には特に注意して火災の発生を未然に防ぎ、大切な生命、財産を守りましょう。

一、ガソリンやプロパンガスを使うことが多くなりました。容器のそばには絶対に火を近づけないこと。
二、かまどや風呂の煙突の火の粉から火事になった例は多い。良く掃除して火の粉を防ぐ装置をつけること。
三、子供の火遊びは絶対にやらせないこと。
四、火事になりそうになったら一刻も早く消防に知らせること。

火の始末
人にたのむな
まかせるな！。

消防法の改正

一、五十人以上の人がいる建物には、防火管理者を定めて届出なければならない。
一、興行場やキャバレー、アパート、飲食店、病院、工場、学校、事務所等で、きめられた大きさの建物には非常警報設備、避難設備など消防設備を設けなければならない。

いままでの建物ですぐできないものは届出すれば二年まで猶予されます。

詳しいことは役場へ問い合せて下さい。

軍人恩給と国民年金

今度の改正法で、軍人恩給を受けられる見込みの方で国民年金に関係の有る方は、原則として、次の様に御承知下さるようお願い致します。

如何なる場合でも、九月までは、保険料を納付して戴く。其後は、裁定告知書が来るまでは一応納付して戴き、若し裁定告知書の月日が納付月より早い日付であった場合は、その月日にさっ及して保険料をお返しする。以上の通りです。

有線放送保守要員募集！

只今役場では有線放送保守員を募集中です。御希望の方は役場総務課へお申込み下さい。

一、採用予定人員　一名
二、新制中卒業以上で電気通信に興味をお持ちの方
三、給与は学歴、経験、年齢によって決定する。

納税貯蓄体験記募集

一、内容その他
　納税貯蓄組合又は納税貯蓄に関する体験記とし、二千字以内のもの
二、〆切　昭和三十六年十一月三十日
三、あて先
　東京都千代田区霞ケ関三の二国税庁徴収部管理課納税貯蓄係
四、賞金

一等	一編	一万円
二等	二編	各五千円
三等	三編	各三千円
佳作	五編	各一千円

五、詳しくは東金税務署又は役場税務課にお問合せを。

念願の栗山川漁港
来春には完成

九十九里に漁港が欲しい—これは永い間の地元漁業関係者の願いでしたが、この願いがいよ〳〵来春三月には叶えられることになり、その工事がいま着々と進められています。

この漁港の建設については、旧上堺村当時から運動がつづけられ、合併してからは、本町が中心になり蓮沼村光町、野栄町、八日市場市の五市町村で栗山川漁港修築期成同盟会を組織し、本町町長が会長で県及び国に建設の促進運動を続けてきたものです。

昨年になってようやくこの運動も実を結び、四月には第一種漁港としての指定を受け続いて局部改良事業費として一、八九〇万円の承認が得られ、昨年の十一月から二ケ年の継続事業で工事が行われています。現在工事は町から八日市場土木出張所に委託してありますので、その監督の下に進められており、来春三月には一応漁港として完成します。なお建設費の負担割合は次のとおりになっています。

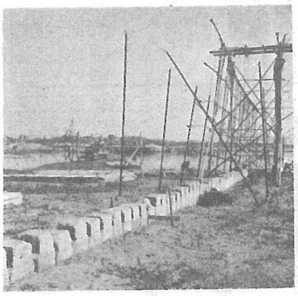

工事中の栗山川が漁港

国県　一、〇〇八万円
地元負担　八八二万円
横芝町　三、七九二、六〇〇円
光　町　二、一一六、八〇〇円
蓮沼村　八八二、〇〇〇円
八日市場市　八八二、〇〇〇円

「註」
第一種漁港
利用範囲が地元の漁業を主とするもの

納税は特典のある納税組合で
みんなソロツテ完納へ

「税」という文字は制限漢字の中へほうり込んでしまいたい、と言った人があったが全く人に好かれない文字です。しかし、たとえ税という文字が目に触れなくなったとしても平仮名がなくなった訳ではありませんから、相変らず国、県、町を頭文字にして、色々な名目で舞込んでくれることでしょう。

ですから、社会生活を営むうえからは、しょせん逃れられない負担だと諦めている人も多いことでしょう。

たとえ、考え方がどうあったにしても、お互が出し合った税金が、国、県、町を治める原動力となってあらゆる行政が運営される訳です。

横芝町も、町村合併このかた、町民各位の弛みない御協力によって、年ごとに納税成績が上昇して、常に郡内のトップを堅持して居ります。しかし、競技のたぐいではありませんから、他と比較して優位にあることを単に名誉とするのは当を得ませんが、やはり、他と比べて、目標に最も近い成果を挙げていることは尊いものです。この成績は、そのまま皆さんが町を愛し、納税義務を理解されている度合を物語っているのであって、郷土を、よりよく繁栄させ、住みよいものとする為の根幹をなすものです。また、この成果を挙げる元をなしたものに、相次いで設立された納税組合のはたらきは大きなものがあります。尤も組合の全部が完納しているとはいえませんが、すくなくとも、それに近い成績を収めているのです。

このような成績を挙げ得たことは、多少都合の悪い時であっても、一つの組織の一員であるとの自覚にたって、いろいろな工面をして納付されたことの賜であります。

この組合長さんと、組合員の方の御協力は誠に貴重なものであって、御協力には深い敬意を捧げるものであります。

又、組合があっても加入されていない方の中には、滞りがちだから、他の人に迷惑をかけはしまいか、と案じたりまた、地域によっては組合長さんに「なりて」がないとの理由もあるようです。

そこで「滞りがち」の問題は、全く危惧に過ぎないと思うのです。なぜか、というと現在できている組合の全部が最初から完納者ばかりで結成されたのではありません。

それが、一、二年の間に「完納」という優秀な実績を挙げるまでになったということは、一人歩きは困難でも、何人かの道連があるとお互に励されて、遂に目的地に到達できるのと、全く同じもののようです。勿論、それには相当な努力があった訳ですが、前述のように、全ての組合が目覚しい成果を挙げていることは心強いことです。

納税組合と組合以外の収入実績対照表
（昭和35年分）

区分	調定額（現年度分）	収入済額（現年度分）	収入歩合	納税者数
総額（普通徴収分）	21,658千円	20,406千円	94,2%	4.330人
内訳　納税組合分	16,608千円	15,990千円	96.3	72組合　3.368人
内訳　組合以外分	5,050千円	4,416千円	87.4	962
総額に対する組合の扱い額の割合	76.7%	78,4%	--	77.8%

なお、組合長さんに「なりて」がないの問題は、これは一応、難しい理由の一つとは思われます。成程、他人のお金を扱うので、気骨も折れるし責任も重いので大変ではありますが、事務的には決して難しいものではありません。組合としては、その年度の税金を取りまとめて頂けばよろしいのであって、滞納分についてはお考にならなくて結構なのです。滞納分があったにしても、現年度分だけを、その都度納付して頂ければ、残りの税額が増える心配がなく、従って見透しもついてきて、励みにもなろうというものです。

既成組合が成功したゆえんはここにあります。

それなれば、納税組合にはどんな特典があるか、というと、町の規則によって次に掲げた各奨励金が交付されます

一、設立奨励金（組合員一人について五十円の割）

一、拡充奨励金（既成組合に新に加入した者一人について五十円の割）

一、普通奨励金（組合が納付した額の百分の三）

この外に組合員一人について年額五十円の割合で組合長さんに手当が交付されます。

以上が納税組合の業務の内容と、特典のあらましです。

なお、詳細については、近日中に係員が設立のお奨めにあがりますので、その際にお聞きとり下さい。

皆さん、町税が町をあげて完納できますよう、一層の御協力を、お願いいたします。

或る会話から

「おい、お前、若し未亡人になったらどうする?」

つくろい物の手を休めたW子さんは、眉をひそめた。

「いや、いやよ、そんな話……貴男って意地悪ねえ……」

だんだん悲しそうになってゆく妻の横顔を眺めながらM君は考えた。

「こりあ相当俺が頼りなんだな、……可愛いい奴よ」

……だが……

「でも、そうねえ……それより貴男、一体どの位生命保険が掛けてあるの?」

腹ばい煙草のM君は、むっくり起き上って、つくづく女房の顔を見直して、又考えた。

……ああ何と俺の人の好さよ女七人の子を成しても気を許すな……の名言よ……と、此の現実の冷たさにMさんはボッつり答えた。

「三十万位かね」、

「三十万……それだけ……

……そう——……」最後の……そう——……の切ない響きにつくづく思ったのだ。

「ああ女房を買いかぶった」

こんな会話や、思い出に似たものは何処の家庭にも一つや二つは有った筈である。そして寝覚めの悪さを味わうのは決って男性の方だ、だが——此々で奥さんの愛情を疑うのは少し可酷ではあるまいか、誰でもが持つ〃本能的恐怖〃そのおののきは、むしろ奥さん方だから……。

戦後伸びたものは、女性の身長と、日本人の寿命だそうである。現在二十才の人達の平均寿命は、男性七十二才、女性は七十五才で、男性より実に三年の長命である。それに結婚は大てい女性の方が三才位若いのが通例である。そうすると、女性が人生の終着駅に近い頃所謂独身として生活する期間は算盤をはじかなくても平均六年という数字が出て来る。金を運搬して来てくれる主人に先立たれて六年という公算を考えれば「三十万それだけ……そう——」のため息も敢て攻めるべきではあるまい。さて、結婚間もない家庭で同じような質問が奥さんに飛んだとする。

「あら未亡人になるって、私が? 貴男死ぬ訳ね、それなら早い方がいいわ、子供が生れないうちよ……」……まさか……しかしである、若さといった有利な条件を備えた者から見れば、仮に此んな返事が撥ね返って来ても不思議ではあるまい、むしろ主人たる者「こいつ仲々個性的な考えだ」と、改めて魅力を感じるかもしれない。

此処で考えて見よう、前者にせよ、後者にせよ、古い壁にビニール塗料か何かを塗り込んだだけの、淡い恐怖を伴なう、何時か来るかもしれない未亡人への構えに過ぎないのではないかしら?

近頃年金制度が追々確立されて来ているのは誠に喜ばしいことであるが、これは比較的大きな事業所、それも常雇の人に限られて臨時と称する位置の人には及んでいない。勿論農家や商人の方々はその恩恵には預っていなかった、だが、……今度国民年金法が施行されるに及んでようやくその恐怖から離れられようとしている。

「未亡人に、仮になっても、国民年金が有るじあないの」と、はっきり答えられる、理解ある女性を、そして時代を早く実現させたいものである。

開拓道路補修工事おわる

旧飛行場を縦貫する開拓道路の補修工事は昨年からひき続いて行われ、この十月完成しました。

延長、一七九〇米、工事費一、三七〇、〇〇〇円、三分の二は県費補助です。

整備されたこの道路は、海岸方面の近道として、又産業道路としていよいよその利用度を増すことでしょう。

補修成つた開拓道路

解説　農業基本法関連法案

農業の憲法とも云うべき、農業基本法が第三八回国会で成立したことは、皆様新聞、ラジオ等で御承知の事と存じますが、残念ながら前の国会では政治暴力防止法を巡って与野党が激しく争った為、十六の法案よりなる関連法案が流れてしまいました。その為現在の処人間にたとえると骨骼が出来あがったままで、血や肉となる関連法が未成立なので、一人前の人間として活動出来ない状態にあります。政府は現在開かれて居ります臨時国会に再提案し、恐らく今度は成立するものと思われますので関連法案の内で特に農地法を中心とした問題について取り上げてみたいと思います。

一、農地法の一部改正法律案

この改正法案は、関連法律案の中では、もっとも重要なもので、自立経営の育成、協業化の促進及離農、離村を容易にするため、農地等の流動性をたかめることなどをはかろうとするものです。

(1)現在の農地法では、経営面積の拡大を図ろうとしても所有制限の最高面積が府県別に定められていて、経営規模の拡大には一定の制限がありましたが、今次の改正案では制限面積をこえて許可出来るように法律改正をする。

(2)農業経営を目的とする法人の農地の権利の取得については、最高面積の制限を設けない、亦常時従事者である法人の構成員に限って、在村地主の保有限度を越えた貸付け創設地等の貸付け、亦は借受け小作地等の転貸しを認める。

(3)農協法の改正によってあらたに農協が農地等の貸付け又は売渡しにかかわる信託の事業を行なうみちを開くこととなったが、それと関連してこの信託の引受けと終了の際の農地等の権利移動について許可を要しないこととする。これは要するに農業を辞めて他産業に転職しようとする者或は離村しようとする者で、現農地法では不在地主とか亦小作地にした場合耕作権とかの適用を受けるので、将来帰村して農業を再びやろうとしても自分の土地が自由に出来ないと云う不安があった。今度の改正案では農協に信託すると農協は適当な人に貸付ける。その場合現在のような耕作権は存在せず信託した者が何年後かに再び帰農した場合は何時でも耕作出来る様にする

二、相続による農業経営の細分化の防止に関する法律案

旧法では長男が家督相続人として親の財産を相続する権利があったが戦后の新法では、均分相続になり、農村では土地を中心とした面倒な問題が度々起き、農業経営が安定せず益々細分化する。これを防止するため遺産に属する農業資産の承継について共同相続人間における協議及農業委員会のあっせんの制度を設け、農業経営を継承する者のみに単独相続出来る様に改正する。

農業の融資制度を活用しましょう

昭和三十三年度から国庫補助事業として実施してきた農山漁村建設総合施設事業も昨年度で一応完了しました。これまでの総事業費は九百二十一万五千円、その内四百七十九万一千円は国庫補助金で賄れており、実施された事業も皆さんの生産意欲を高め、大いに効果をあげていることは御承知の通りです。然しこうした事業もこれで充分とは申せませんので本年度からは、今までのような国の補助事業が全部なくなり、こんど施行された農業基本法という法律の農業構造改善事業というものが大きく取り上げられ、これに対して融資が受けられるように変ってきております。ここに云う農業構造改善事業とは農業の協同化を強力に推進するもので協同組織によって酪農、養豚、養鶏、果樹栽培、営農機具の購入等を行うことを意味しております。

融資に当っては今までと違い、相当多額の資金が借りられるようになっており、利子も自己負担は年五分程度で、あとは県や町村で利子補給をすることになっています。

この様にこの制度は、皆さんの金利負担を軽くして広く利用出来る様になっていますので、御研究の上、大いにこの制度を活用されるようお奨めいたします。

県道の舗装決る
本年度中に東町地先

横芝駅前から海岸に至る県道の一部が本年度中に舗装されることに決りました。駅前国道から一ノ橋までの間約一五〇米にわたって工事が行われるもので、工費は百五十万円、このうち三十七万五千円を地元が負担することになっています。

これで一寸した雨でも泥水をハネちらしていた悪路の一部が解消するわけです。

あとがき

久しく途絶えていた町の広報紙をこんど「広報よこしば」の名で発刊することになりました。これからは隔月で年六回発行する予定です。編集担当者不慣れのため、紙面構成その他に不備の点が多々あると思いますが、こんごの精進を期しておりますので、御寛容の程を。これからは益々紙面を充実して親しまれる広報紙にしたいと考えていますので、建設的な御意見をどしどしお寄せ下さい。